

訪問介護事業
富竹の里ホームヘルプセンター重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(長野県指定 第2070100728号)

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者.....	1
2. 事業所の概要.....	1
3. 事業実施地域及び営業時間.....	2
4. 職員の体制.....	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	2
6. サービスの利用に関する留意事項.....	6
7. 苦情の受付について.....	8

1. 事業者

- | | |
|-----------|---------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人光仁会富竹の里 |
| (2) 法人所在地 | 長野市大字富竹1621番地 |
| (3) 電話番号 | 026-296-7383 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 久田祐司 |
| (5) 設立年月 | 昭和62年8月28日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| (1) 事業所の種類 | 指定訪問介護事業所 |
| | 平成12年1月31日指定 長野県指定2070100728号 |
| | 平成20年3月31日指定更新 長野県指定2070100728号 |
| | 平成26年4月1日指定更新 長野市指定2070100728号 |
| (2) 事業所の名称 | 富竹の里ホームヘルプセンター |
| (3) 事業所の所在地 | 長野市大字富竹1621番地 |

(4) 電話番号 026-296-7385

(5) 管理者 氏名 平田智己

(6) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

[介護予防訪問介護] 平成24年4月1日指定 長野県2070100728号

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 長野市（古里、柳原、長沼、朝陽、若槻、吉田地区）

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	8時30分～21時00分
サービス提供時間帯	8時30分～21時00分

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービス及び指定介護予防訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤
1. 管理者	1名	一名
2. サービス提供責任者	名	一名
3. 訪問介護員	名	名
(1) 介護福祉士	名	名
(2) 介護職員基礎研修修了者	名	-名
(3) 訪問介護養成研修1級（ヘルパー1級） 課程修了者	名	-名
(4) 訪問介護養成研修2級（ヘルパー2級） 課程修了者	名	名

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割または8割）が介護保険から給付さ

れます。

<サービスの概要と利用料金>

○身体介護

入浴・排せつ・食事等の介護を行います。

○生活援助

調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話をを行います。

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

① 身体介護

○入浴介助

…入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。

○排せつ介助

…排せつの介助、おむつ交換を行います。

○食事介助

…食事の介助を行います。

○体位変換

…体位の変換を行います。

○通院介助

…通院の介助を行います。

② 生活援助

○調理

…ご契約者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）

○洗濯

…ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）

○掃除

…ご契約者の居室の掃除を行います。（ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）

○買い物

…ご契約者の日常生活に必要となる物品の買い物をを行います。（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。）

<サービス利用料金>（契約書第8条参照）

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金は次の通りです。

■身体介護

サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満
1. 利用料金	1,685円	2,502円	3,962円
2. うち、介護保険から 給付される金額	1,516円 1,348円	2,251円 2,001円	3,565円 3,169円
3. サービス利用に係る 自己負担額	169円 337円	251円 501円	397円 793円

※上記料金には介護職員処遇改善加算（単位数×0.137）が含まれていません。また、ご利用回数に応じた円未満の端数処理により、複数回の利用料金と1回あたりの利用料金に若干の違いが生じることをご了承ください。

※2～3の上段は1割負担、下段は2割負担の金額です。

■生活援助

サービスに要する時間	20分以上 45分未満	45分以上
1. 利用料金	1,869円	2,298円
2. うち、介護保険から 給付される金額	1,682円 1,495円	2,068円 1,838円
3. サービス利用に係る 自己負担額（1－2）	187円 374円	230円 460円

※上記料金には介護職員処遇改善加算（単位数×0.137）が含まれていません。また、ご利用回数に応じた円未満の端数処理により、複数回の利用料金と1回あたりの利用料金に若干の違いが生じることをご了承ください。

※2～3の上段は1割負担、下段は2割負担の金額です。

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。

☆平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・早朝（午前6時から8時まで）：25%
- ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で、通常の

利用料金の2倍の料金をいただきます。

※2人の訪問看護師でサービスを行う場合（例）

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆ご契約者又はその家族等からの要請に基づき緊急に訪問介護（身体介護のみ）を行った場合は、1回につき107円が加算されます。

☆新規でご利用いただくご契約者には、1月につき213円が加算されます。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

■身体介護

	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満
身体介護	1,685円	2,502円	3,962円

■生活援助

	20分以上 45分未満	45分以上
生活援助	1,869円	2,298円

☆平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・早朝（午前6時から8時まで）：25%
- ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

（3）交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、ホームヘルパーが訪問するための交通費をいただきます。

(サービス利用料とともに1ヶ月ごとにお支払いいただきます。)

5 km以上10 km未満	300円(片道)
10 km以上	500円(片道)

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(4) 複写物の交付 (契約書第12条参照)

ご契約者等は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

(5) 利用料金のお支払い方法 (契約書第8条参照)

前記(1)(2)(3)(4)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 下記指定口座への振り込み 八十二銀行 朝陽支店 普通預金273721 名義 社会福祉法人光仁会富竹の里 理事長 久田 祐司
イ. 金融機関口座からの自動引落 ご利用できる金融機関：八十二銀行、ながの農協 (毎月25日) ※自動引落をご利用の場合、手数料として別途下記料金をお支払いいただきます。 八十二銀行利用：54円/月 ながの農協利用：50円/月
ウ. 窓口での現金支払い

(6) 利用の中止、変更、追加 (契約書第9条参照)

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の自己負担相当額

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替（契約書第6条参照）

① ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

② 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項（契約書第7条参照）

① 定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者
に依頼することはできません。

② 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は
訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用さ
せていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更（契約書第10条参照）

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場
合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間
に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為（契約書第14条参照）

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行
いません。

① 医療行為

② ご契約者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受

③ ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供

④ 飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙

⑤ ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑥ その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

7. 苦情の受付について（契約書第 23 条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

[氏名] 平田智己

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

8：30～17：30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

長野市介護保険課	所在地 長野市大字鶴賀緑町1613 電話番号 026-224-7891
国民健康保険団体連合会	所在地 長野市字加茂北143-8 電話番号 026-238-1580
長野県福祉サービス適正 化委員会	所在地 長野市若里1570-1 電話番号 0120-28-7109

平成 年 月 日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

富竹の里ホームヘルプセンター

説明者職名 サービス提供責任者

氏名 平田智己 (印)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住所

氏名 (印)

()

住所

氏名 (印)